反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ 財 務 局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(15) 児童虐待·DV対策等総合支援事業	本省	-	21, 323	21, 247	▲ 76	▲ 1, 227
事案の概要	D概要 児童相談所や市区町村の児童虐待防止対策、特別養子縁組・里親養育への支援、DV・女性保護対策など、地方公共団体が行う事業に要する 費用について、複数の事業を統合した補助金を交付し、地域における児童虐待・DV対策等の推進を行っている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

不用の要因と予算への反映

子どもの安心安全を確保するため、児童虐待防止対策の取組は重要であるが、真に子どものためになる効果的な予算の活用といった観点から、

- ・ 予算の積算に当たっては、<u>地方公共団体のニーズをきめ細かく</u> 把握し、事業量を適切に見込むべきである。
- ・ 予算上の補助単価について、一律または市町村の規模に基づき 機械的に設定するのではなく、<u>市町村における実際の取組に応じ</u>た重点化を検討すべきである。
- ・ 新規事業の創設や支援の拡充に当たっては、まずは<u>執行が低調な事業について、成果や課題を検証した上で、事業の抜本的な見</u>直しを検討すべきである。

反映の内容等

不用の要因と予算への反映

指摘のあった3事業(①市町村相談体制整備事業、②法的対応機能強化事業、③未就園児等全戸訪問事業)について、<u>市町村や児童相談所における実際の取組や地方公共団体のニーズを踏まえ、以下のとおり事業</u>量を適切に見込む見直しを行った。(反映額:▲1,227百万円)

【主な見直し】

- ①市町村相談体制整備事業
- ・市区町村子ども総合支援拠点運営事業において、これまでの実施状況等を踏まえ、以下のとおり予算積算上の実施率を見直し。

大規模型 74% ⇒ 40%

中規模型 74% ⇒ 60%

小規模C型 74% ⇒ 60%

②法的対応機能強化事業

・弁護士の活用状況等を踏まえ、以下のとおり予算積算上の実施率を 見直し。

弁護士を配置している場合 100% ⇒ 50% 弁護士を2名以上配置している場合 15% ⇒ 5%

③未就 原児等全戸訪問事業

・これまでの実施状況等を踏まえ、訪問費用などの予算積算上の実施率を見直し。(100% ⇒ 25%)

また、<u>新規事業の創設や支援の拡充に当たっては、執行が低調な事業</u> <u>についてこれまでの実施状況等を踏まえた見直しを行った上で検討を</u> <u>行った</u>。

